

# 化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内

—ラベル、SDS、化学物質のリスクアセスメント等に関するご相談をお受けします—

労働安全衛生法  
が改正されました  
(平成 28 年 6 月 1 日施行)

労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者には、**化学物質のリスクアセスメント**を行うことが義務化され、また、**ラベル表示の義務の対象**が、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質 640 物質まで、拡大されます。

平成 28 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」では、ラベルや SDS 記載内容の理解にお困りの方のご質問、ご相談の窓口を開設しています。お気軽にご相談下さい。

## ❖ ご相談受付時間

平日 10:00～17:00 (12:00～13:00 を除く)

## ❖ お電話でのご相談(無料)はこちらまで

**050-5577-4862**

## ❖ メールでのご相談(無料)はこちらまで

**soudan@technohill.co.jp**



\*電話相談窓口開設期間は平成 28 年 4 月 7 日～平成 29 年 3 月 20 日までになります。

\*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。



- ラベルや SDS が必要になるのはどのような化学物質や化学品ですか…？
- ラベルや SDS の内容が分からないのですが…？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばよいのですか…？
- 担当者が、化学の専門に詳しくないので困っています…



(製品の特定名) △△△製品 ○○○○
(絵表示)   (注意喚起語) 危険
(危険有害性情報) ・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒
(注意書き) ・火気厳禁 ・防爆構造の器具を用いる…

平成 28 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3 サンリハビル 4F

TEL : **050-5577-4862**

FAX : 03-5642-6145 E-mail : soudan@technohill.co.jp

http://www.technohill.co.jp/